



災害廃棄物の処理に関する覚書

岩手県（以下「甲」という。）及び秋田県（以下「乙」という。）は、災害廃棄物の処理に関する基本協定（平成24年2月7日締結。以下「基本協定」という。）第4条の規定に基づき、次のとおり覚書を締結する。

（災害廃棄物の種類等）

第1条 甲が乙に処理を委託する災害廃棄物は、次の表に定めるとおりとする。

災 害 廃 棄 物		
排出元被災市町村名	種 類	上 限 量（トン）
野田村	可燃系混合廃棄物	21,100
	不燃系混合廃棄物	35,400
宮古市	可燃系混合廃棄物（木質系）	5,200

2 災害廃棄物のうち前項の表に定めるもの以外のものであっても、甲及び乙が基本協定に基づく処理が必要であると認めて合意した場合には、当該災害廃棄物についての排出元被災市町村名、種類及び上限量を定めた上で、この覚書に基づき処理できるものとする。

（災害廃棄物の運搬方法等）

第2条 前条の災害廃棄物の運搬方法については、ダンプトラック等の輸送によることとし、積み込みは甲の責任において行うものとする。

2 乙は、甲が災害廃棄物をダンプトラック等に積み込むに当たり、現物を確認の上、基本協定第2条第1項及び第2項に定める受入要件に適合しないものについては、その場で甲に返却するものとする。

3 乙は、第1項の災害廃棄物の運搬を基本協定第4条第2項に基づく委託により行う場合には、当該運搬業務の受託者に対し、輸送経路の選定に当たり市街地及び集落の通過を極力避けることその他秋田県における災害廃棄物の処理に関するガイドライン（平成24年3月6日制定。以下「ガイドライン」という。）記載事項に則り業務を行うよう指示しなければならない。

(廃棄物処理施設への受入れ)

第3条 乙が、災害廃棄物を受け入れる場合には、あらかじめ、その寸法、形状等について、受入廃棄物処理施設ごとに、甲と協議するものとする。

(放射能の監視等)

第4条 乙は、ガイドラインに基づき、災害廃棄物の選別、破碎、搬出、運搬、焼却処分及び埋立処分の各段階において、放射能の監視を行うものとする。

2 乙は、前項の監視により異常が認められた場合には、災害廃棄物の受入れを中断するとともに、その対応について直ちに甲と協議するものとする。

(災害廃棄物の処理期間)

第5条 この覚書に基づく災害廃棄物の処理期間は、平成24年3月26日から平成26年3月31日までとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成24年3月8日

岩手県盛岡市内丸10番1号

甲 岩手県

環境生活部長 工藤 孝 男



秋田県秋田市山王4丁目1番1号

乙 秋田県

生活環境部長 青木 満

